

高崎市上下水道事業では、平成22年度より、工事について、前払金に追加してさらに前払金を支出する中間前払金払制度を導入いたします。

- 対象となる工事

設計金額が300万円以上でかつ工期が90日以上が対象となります。ただし、当初の前払金を受領しているものに限る。

- 中間前払金を請求できる条件

中間前払金を請求するためには、上記の対象となる工事であることに加え、次の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する費用が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。